青森県主要農作物種子基本要領

平成30年 3月30日制定 平成31年 3月25日一部改正 令和 2年12月17日一部改正 令和 4年 1月31日一部改正

(趣旨)

第1 この要領は、青森県主要農作物種子基本要綱(平成30年3月28日制定、以下「基本要綱」という。)第6条の規定に基づき、奨励品種等の指定、種子の生産・供給体制の整備、種子の品質を確保するための検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領で使用する用語は、基本要綱で使用する用語の例による。

(奨励品種の決定)

- 第3 奨励品種の決定基準は、別記1のとおりとする。
- 2 県は、奨励品種の指定に当たって、別に定める要領により奨励品種審査会 (以下「審査会」という。)を開催し、その意見を聴くものとする。

(認定品種の決定)

- 第4 県は、奨励品種を補完するための品種(以下「認定品種」という。)を 指定するに当たっては、別に定める要領によるものとする。
- 2 認定品種の決定基準は、別記1に準ずるものとする。
- 3 県は、認定品種の指定に当たって、別に定める要領により主要農作物品種 育成懇談会(以下「懇談会」という。)を開催し、その意見を聴くものとす る。

(優良品種等選定試験)

- 第5 地方独立行政法人青森県産業技術センター(以下「産技センター」という。)は、奨励品種の選定に当たって、優良品種選定試験を行うものとする。
 - (1)優良品種選定試験の種類

ア 基本試験

供試される品種につき、県での普及に適するか否かを判断するため、 栽培試験その他の方法によりその特性の概略を明らかにする。

イ 現地試験

県内の自然的経済的条件を勘案して区分決定した地域ごとに、栽培試験を行うことにより、供試される品種の特性を明らかにする。

- (2)優良品種選定試験の担当機関
 - ア 基本試験は、産技センターが担当する。
 - イ 現地試験は、原則として、産技センターが担当し、各地域県民局地域 農林水産部が協力する。ただし、試験に用いるほ場の管理については、 農業者に委託することができるものとする。
- (3)優良品種選定試験の方法 優良品種選定試験の方法は、別記2に定めることによる。
- (4) 認定品種の選定試験

認定品種の選定に当たっては、基本的に優良品種選定試験を準用する。 ただし、別途、認定品種の選定に必要な試験結果等が得られる場合は、こ の限りではない。

(5) 民間事業者が開発した品種の活用

産技センターは、公的機関の開発品種のみならず、要望等に応じて民間 事業者が開発した品種を含め、幅広く優良品種選定試験の対象品種とする。

(原種等及び一般種子の生産ほ場)

第6 生産の対象となる品種

生産の対象となる、原種及び原原種(以下「原種等」という。)並びに 一般種子は、原則として、奨励品種及び認定品種とする。ただし、別記3 により県が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 採種ほの選定等
- (1)種子を生産するほ場(以下「採種ほ」という。)の選定に当たっては、 優良な原種等及び一般種子の生産のために必要な知識及び技術を有する者 によって経営され、かつ、効率的な生産が適地において可能な限り集中し て行われるよう考慮する。
- (2) 採種ほを選定するに当たっては、ほ場の立地条件、施設、担当職員等について別記4に定める留意事項を勘案して行うものとする。
- (3) 原種等の採種ほについては産技センターが、一般種子の採種ほについては公益社団法人青森県農産物改良協会(以下「改良協会」という)が決定する。
- 3 採種ほ設置計画の承認
- (1)産技センター及び改良協会は、以下の区分に定める期日までに、採種ほ設置計画を県に申請する。

原種等の採種ほは、産技センターが県に申請する。また、産技センターが産技センター以外の者に委託する原種の採種ほについては、改良協会が 県に申請する。

区分	期日
稲及び大豆	は種年の4月末日
小麦	は種年の8月末日

- (2) 産技センター及び改良協会は、採種ほの追加及び変更があった場合、 (1) の手続に準じて、県にその旨を速やかに申請する。
- (3) 県は、(1) により申請を受けたときは、申請内容を精査し、適当と認めた場合は承認し、その旨を申請者に通知する。

(原種等の生産)

- 第7 産技センターは、原種等の採種ほの設置により自ら原種等を生産するとともに、委託等(原種に限る。)により、全体として優良な種子の生産が行われるために必要な原種等の確保を図るものとする。
- 2 原種等の生産の方法は、別記5に基づくものとする。
- 3 原種の配付に当たっては、別に定める要領によるものとする。
- 4 民間育成品種の原種等の生産は、原則として民間事業者が行う。

(一般種子の生産)

- 第8 改良協会は、一般種子の採種ほの設置及び一般種子の生産を行い、本県 において優良な一般種子の確保を図るものとする。
- 2 民間育成品種の一般種子の生産は、原則として民間事業者が行う。

(検査)

第9 検査員

- (1)検査の実施については、検査事務の特殊性に鑑み、県の職員のうち、主要農作物の種子の生産及び管理に関し必要な知識及び技術を有する者のうちから、種苗法第62条の規定に基づき、知事が任命する者(以下「検査員」という。)が行うものとする。
- (2)検査員は、第6の3で県が改良協会から申請を受け、県が承認した採種 ほについて、検査を行う。

2 検査の実施

検査は、生育期間中に、変種、異品種等の混入や病虫害の発生程度を確認するための「ほ場検査」と、種子調製後に発芽率や異品種等の混入等を検査する「生産物検査」により行う。

(1) 検査の方法

ア 改良協会は、ほ場検査及び生産物検査について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる期日までに、県に対して申請するものとする。

区分	期日	
	ほ場検査	生産物検査
稲	は種年の6月末日	は種年の10月末日
大豆	は種年の6月末日	は種年の11月末日
小麦	収穫年の4月末日	収穫年の7月末日

- イ 農林水産部長は、アの申請を受けたときは、ほ場検査及び生産物検査 の実施について、管轄地域農林水産部長に通知する。
- ウ 検査員は、検査対象となる採種ほを特定したうえで、別記6の基準により、ほ場検査を行う。また、検査終了後、速やかに、その結果を農林 水産部長に報告する。
- エ 改良協会は、検査対象となる採種ほを特定したうえで、採種後速やか に種子を検査員に提出する。
- オ 検査員は、エにより集取した種子を用いて、別記7の基準により、生産物検査を行う。また、その結果を、農林水産部長に報告する。
- カ 県は、ほ場検査及び生産物検査を終了したときは、申請のあった改良 協会に対し、検査結果を通知する。なお、産技センターが委託によって 生産し、県が生産物検査を行った種子の検査結果については、産技セン ターにも通知する。
- キ 産技センターが改良協会に種子を配付する場合は、検査結果を添付するものとする。
- (2) 円滑かつ適正な検査のための措置
 - ア 検査員は、ほ場検査の実施前に改良協会、種子生産組合等(種子生産 農業協同組合、種子生産組合及び種子生産者をいう。以下同じ。)及び その他関係者を招集し、ほ場検査を実施するための方針等について協議 することができる。
 - イ 種子生産組合及び種子生産者は、採種ほに別記8の様式を参考として 標札又は標柱の設置を行うとともに、ほ場検査に先立って対象の採種ほ の境界を標識等により識別できるようにしておくものとする。
 - ウ ほ場検査は、種子生産組合等の立会いの下に行うものとする。
 - エ ほ場検査に当たっては別記6に、生産物検査に当たっては別記7に基づき実施することとする。ただし、現状では基準に適合しないものであっても、抜取り、再調整等により基準に適合すると認められる場合には、必要な措置を指導した後再検査を行うものとする。
 - オ ほ場検査及び生産物検査の結果は、野帳を作成して詳細に記録するとともに、不適合とするときは改良協会に対し不適合の理由を明示するものとする。
- (3)検査員は、ほ場検査及び生産物検査を円滑かつ適正に実施するため、次の事項について調査、勧告、助言及び指導を行うものとする。
 - ア ほ場検査前
 - (ア) 種子の予措の方法及び育苗の管理方法
 - (イ) は種日又は移植日
 - (ウ) 病虫害発生の状況及び防除の方法
 - (エ) 異種類、異品種等の個体の抜取り状況
 - イ 生産物検査前
 - (ア) 収穫、乾燥、調製及び包装の方法並びに農機具の清掃の方法
 - (イ) 種子の調製用機械・施設の調整の方法

- ウ 検査の終了後
- (ア)検査の結果不適合と認められた採種ほ及びその生産物の処理の方法 (イ)優良な種子を生産するために改善すべき事項
- (4) 県は、検査の結果、不適合と認められた農作物のほ場については、(2) のイの標札又は標柱を撤去させるとともに、当該ほ場の生産物が、種子として取り扱われないよう、当該生産物の処分について的確な措置を講じるものとする。
- (5) 県は、検査を行う場合には、改良協会と検査の立会いや、種子生産組合等との連絡等に関し密接な連携を図るものとする。

(災害等緊急時の種子確保対策)

- 第10 災害等により必要種子量の確保が困難な場合は、改良協会が選定した一般ほ場において、前項の検査に準じて検査を行うことで確保する種子を「準種子」とし、生産物として流通されたもので、種子に転用するものを「転用種子」とすることにより、必要な種子量を確保するものとする。
- 2 準種子については、ほ場検査時期を経過した後の災害等によって、必要種子量を確保できないことが判明し、生産物検査によって種子の品質が種苗法の基準に適合すると見込める場合、ほ場検査を省略することができる。
- 3 転用種子については、生産物検査に基づく発芽率の測定を行うこととする。
- 4 災害等により原種の供給が困難となった場合は一般種子を用いることができるものとする。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月17日から施行する。

附則

この要領は、令和4年1月31日から施行する。